

平成 21 年度第 4 回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 平成 22 年 3 月 30 日(火) 午後1時 15 分～3 時

2. 開催場所 健康センター1 階 第 1 会議室

3.出席者

(委 員) 荒賀委員(会長)、小林委員、渡辺委員、福嶋委員、宇田川委員、中沢委員、彦田委員、荒井委員、三浦委員、小澤委員、飯塚委員、関委員、椋澤委員

(事務局) 箕健康福祉部部長、金子健康福祉部次長、木内介護保険課長、佐久間高齢者支援課長、宇田川健康増進課長、大塚地域包括支援センター所長、大塚介護保険課主幹、植草介護保険課課長補佐、長島高齢者支援課課長補佐、池田保険料係長、河野認定係長、八田副主査、関口主事、渡邊主事

4.進 行

1.開 会

2.会長あいさつ

3.議 題

(1)平成 21 年度介護保険事業の実施状況について

(介護保険料の収納、保険給付費の支払い・要介護認定の状況、猫実地域包括支援センターの活動状況)

(2)第 5 期介護保険事業計画策定に伴うスケジュール及び基礎調査の概要について

(3)その他

5.会議経過

議事の概要 (1)・(2)について

各議題について事務局より説明を行った際に、表明された主な意見は次のとおり。

議題(1)について

委 員:普通徴収(納付書払)での保険料収納について、第 1～7 期までは概ね収納率が 85 パーセントとなっていますが、第 8～9 期の収納率は低くなっています。第 9 期はまだ納期限を迎えていないからであると思いますが、第 8 期(平成 22 年 3 月 1 日納期限)の収納率が低いのはなぜですか。

事務局:第 8 期を口座振替で徴収した保険料の入金が 3 月 10 日前後であるため、この時点(平成 22 年 2 月 28 日資料作成)での収納状況に反映されていません。口座振替の対象者は約 650 人です。また、納期限を過ぎて 20 日を超えますと督促状を送付します。納期限を過ぎて、督促状を送付する間に納付された方は約 200 人いまして、督促状を受けて納付する方を踏まえますと、収納率は概ね 85 パーセントくらいになります。

委 員:普通徴収の収納率の推移は大体 85 パーセントですが、未納部分の 15 パーセントの方はどういう方ですか。

事務局: 多くの方の介護保険料は、特別徴収(年金天引き)で徴収させていただきます。そのため、特別徴収と普通徴収を合わせた全体の収納率は、約 98 パーセントになります。

普通徴収は、無年金者や年金支給額年額 18 万円未満の方など所得の低い方が対象となります。実際に未納者の 7 割くらいは、市民税非課税者です。そのような対象者に対しても、休日を含めた戸別訪問、督促状の送付、電話催告を行っています。普通徴収の収納率は 85 パーセントを推移する状況です。

また、介護保険制度は介護保険料で成り立っておりますので、納付者と未納者の公平を図るために給付制限を実施しています。介護保険制度は、介護サービスを利用した場合、自己負担 1 割ですが、制限がかかりますと自己負担 3 割となります。このような給付制限の実施を視野に入れ、納付催告を行っています。

委員: 介護保険の認定率ですが、浦安市は他自治体や千葉県、全国平均と比べるとどうですか。

事務局: 千葉県の平均が 14 パーセント程度、浦安市も 13.8～13.9 パーセントという認定率で、ここ数年推移しています。全国平均の認定率は 16.5 パーセント前後であります。

浦安市の認定率が全国平均に比べ低い要因は、65 歳以上の高齢者のうち、75 歳以上の方の比率が、全国平均は 50 パーセントですが、浦安市では 35.2 パーセントということで、高齢者に占める 75 歳以上の割合が少ないためであると考えます。

議題(2)について

委員: 調査対象のうち、40～64 歳(第 2 号被保険者)は 1000 人となっています。40～64 歳の方も介護保険料を納めているので、調査人数を増やして、若い人たちの意見をもう少し取り入れても良いのではないかと思います。また、介護保険サービスを実際に受けている本人とその家族で、サービスに対する認識にずれがあることを感じる場合があります。そのため、介護サービス利用者と家族の意見を分けて調査することも必要ではないかと考えます。

事務局: 40～64 歳の方への調査についてですが、今回の調査は、高齢者保健福祉計画策定のための基礎調査になります。本来であれば 65 歳以上の方にどのようなサービスが必要とされるかを把握するためのものです。そのなかで、40～64 歳の方に対しても将来的な課題を把握するために併せて調査を行います。現状では、高齢者の施策に反映させるための調査になりますので、当事者となる 65 歳以上の方々に対して、厚く調査をさせていただくものであります。

事務局: サービス利用者への調査方法は郵送になりますので、家族の意向についてもある程度は聞き取ることができると思います。また、ケアマネジャーに協力をお願いする調査があります。ケアマネジャーはケアプラン作成のために利用者の自宅を訪問していますので、利用者がどのようなサービスを必要としているのかという観点から調査することができます。この調査を並行することで、利用者本人とその家族の希望を取り入れて、計画の策定に反映させていきたいと考えています。

委員: 10 月に民生委員が高齢者実態調査を行うが、今回の調査と合致するものなのか。また、前回調査の回収率はどのくらいでしたか。

事務局: ひとり暮らし高齢者調査 3600 人、高齢者世帯調査 3500 世帯という数字は登録人口になります。実際には、居住実態を踏まえての調査ですので、実態のある方だけに調査票を配布しま

す。3年に一度行う高齢者実態調査は、今回の調査をさします。前回調査での回収率ですが、65歳以上の市民への調査は配布数2000件、回収数1346件、回収67.3パーセント。40～64歳の市民への調査は配布数1000件、回収数502件、回収率50.2パーセント。ひとり暮らし高齢者調査の配布数1317件、回収数929件、回収率70.5パーセント。高齢者世帯への調査、配布数1821件、回収数1474件、回収率80.9パーセントでした。

委員：浦安でも高齢者人口が上がっていますので、今後を考えると、介護予防に重点が置かれた高齢者が元気に過ごしていける施策を打ち出すための基礎調査になればいいと思います。画一的なものでなく、浦安の市民がどのようなことを望んでいるのか、浦安の市民にとって、どのようなサービスが介護予防に効果があるかを調査項目のなかに盛り込んで、これからの施策につながっていけばいいと思います。

事務局：介護予防の重要性は認識されています。今回の調査でも設問は増やしていく必要があると考えています。また、調査は3年に一度行っています。これまでの高齢者の意向もありますので、これまでの時系列も踏まえた調査になればと思います。しかし、一方で設問があまり多すぎてしまっても回答にあたって高齢者の負担になってしまいますので、介護予防に重点をおきながらも、これまでの時系列に沿った調査ができればと考えています。

6. 問い合わせ先

健康福祉部 介護保険課 保険料係 担当 池田・関口
電話 047-351-1111 内線 1177